

一管区水路通報第6号

令和7年2月14日

第一管区海上保安本部

第68項	北海道南岸	函館湾南西方	照明弾発射訓練等
第69項	北海道南岸	函館港	掘下げ作業
第70項	北海道南岸	苫小牧港付近	照明弾発射訓練
第71項	北海道南岸	苫小牧港	観測機器設置
第72項	北海道東岸	羅臼港	港湾施設調査
第73項	北海道北岸	紋別港北東方	海洋調査
第74項	北海道北岸	紋別港	灯付浮標一時撤去
第75項	北海道西岸	礼文島、上泊埼付近	灯台一時撤去(期間変更)
第76項	北海道西岸	礼文島、上泊埼南方	魚礁設置作業
第77項	北海道西岸	天塩港	掘下げ作業(期間変更)
第78項	北海道西岸	石狩湾港及び付近	海洋調査
第79項	北海道西岸	小樽港	水難救助訓練(区域変更)
第80項	本州東岸	尻屋埼東方	射撃訓練
第81項	本州北西岸	龍飛埼西南西方	射撃訓練

- 「海氷情報センター」について
海氷情報は下記Webページにより入手できます。

URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

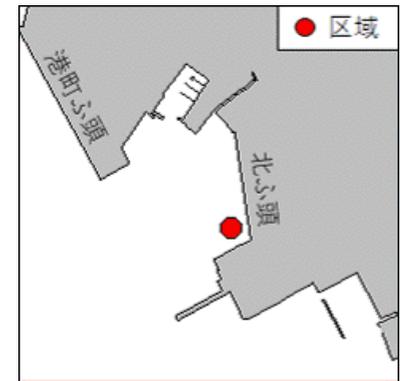
※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

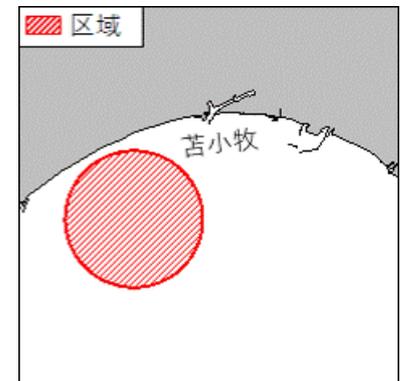
7年68項 北海道南岸 — 函館湾南西方 照明弾発射訓練等
 下記区域で、巡視艇による照明弾発射訓練及びもやい銃発射訓練が実施される。
 期 間 令和7年2月24日(予備日 25日、27日) 0900~1200
 区 域 41-35.0N 140-35.0E
 を中心とする半径1.5海里の円内
 備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗を掲揚
 海 図 W9
 出 所 函館海上保安部



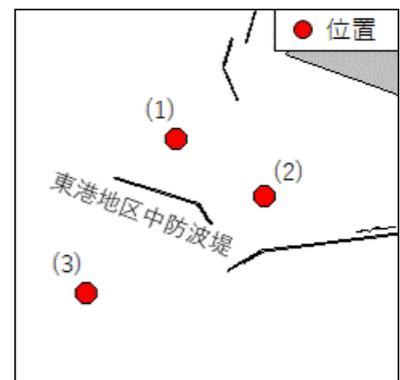
7年69項 北海道南岸 — 函館港、第4区 掘下げ作業
 下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。
 期 間 令和7年3月1日~28日のうち4日間 0800~日没
 区 域 下記地点付近
 41-47-47N 140-43-09E
 海 図 W6
 出 所 函館港長



7年70項 北海道南岸 — 苫小牧港付近 照明弾発射訓練
 下記区域で、巡視艇による照明弾発射訓練が実施される。
 期 間 令和7年2月20日(予備日 24日) 1400~1800
 区 域 42-30N 141-30E
 を中心とする半径5海里の円内
 備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗を掲揚
 海 図 W1034-JP1034
 出 所 苫小牧海上保安署



7年71項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 観測機器設置
 一管区水路通報7年5号58項削除
 下記位置に海底設置型の観測機器が設置されている。
 期 間 令和7年3月7日まで(予備日を含む)
 位 置 (1) 42-35-47.2N 141-45-47.1E
 (2) 42-35-21.8N 141-46-39.8E
 (3) 42-34-39.4N 141-44-53.6E
 備 考 (2)の観測機器は設置、撤去作業時に潜水作業を行う
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
 上記(1)地点は黄色灯(毎4秒に1せん光)及び
 レーダー反射器付浮標1基で標示
 上記(3)地点は黄色灯(毎4秒に1せん光)及び
 レーダー反射器付浮標2基で標示
 海 図 W1033B
 出 所 苫小牧港長



7年72項 北海道東岸 - 羅臼港 港湾施設調査

下記区域で、作業船及び潜水士による港湾施設調査が実施される。

期 間 令和7年3月1日～31日 日出～日没

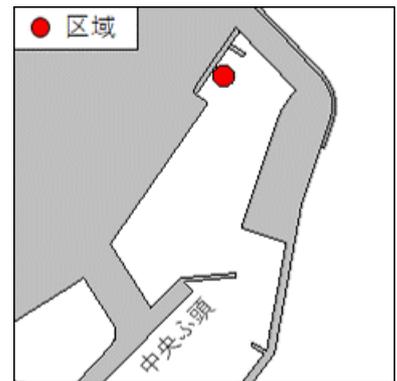
区 域 下記地点付近

44-01-29N 145-12-19E

備 考 潜水調査中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W1402(羅臼港)

出 所 羅臼海上保安署



7年73項 北海道北岸 - 紋別港北東方 海洋調査

下記区域で、流氷観光船「ガリニコ号Ⅱ」及び「ガリニコ号Ⅲ」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年3月1日～31日(予備日を含む) 日出～日没

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

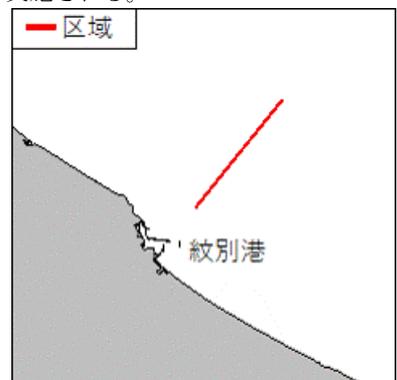
(1) 44-25.8N 143-29.0E

(2) 44-21.8N 143-24.5E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W1039

出 所 紋別海上保安部



7年74項 北海道北岸 - 紋別港 灯付浮標一時撤去

下記位置の灯付浮標は一時撤去されている。

期 間 当分の間

位 置 下記7地点

(1) 44-20-42.0N 143-22-01.1E

(2) 44-20-39.9N 143-22-00.5E

(3) 44-20-34.3N 143-22-05.1E

(4) 44-20-33.8N 143-22-07.6E

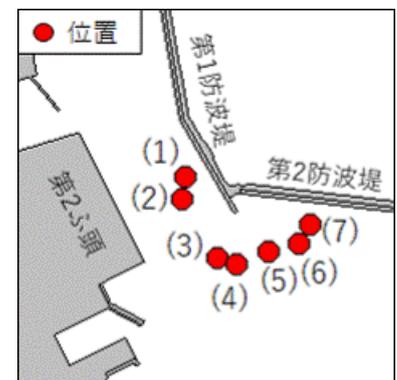
(5) 44-20-34.9N 143-22-12.0E

(6) 44-20-35.8N 143-22-15.9E

(7) 44-20-37.5N 143-22-17.4E

海 図 W29

出 所 紋別海上保安部



7年75項 北海道西岸 - 礼文島、上泊埼付近 灯台一時撤去（期間変更）

一管区水路通報7年2号25項削除

下記灯台は一時撤去され、仮設灯台が設置されている。

復旧予定日 令和7年3月3日

灯台名称 東上泊港東防波堤灯台

位置 45-24.9N 141-03.8E

備考 仮設灯台の要項

塗色・構造 赤色・塔形

灯質 単せん赤光 毎4秒に1せん光

光達距離 3.0海里

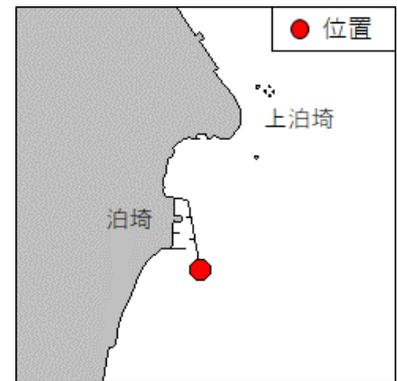
高さ 5.8m（平均水面上）

備考 天候により日程が変更されることがある

海図 W1043

参照書誌 411 0517. 1番

出所 第一管区海上保安本部



7年76項 北海道西岸 - 礼文島、上泊埼南方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

期間 令和7年3月20日まで

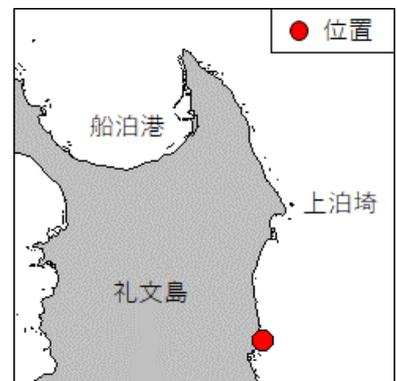
区域 下記地点付近

45-23-35N 141-03-35E

備考 囲い礁（高さ約2.2m、28基）及び石材（大割石）を設置

海図 W1043

出所 第一管区海上保安本部



7年77項 北海道西岸 - 天塩港 掘下げ作業（期間変更）

一管区水路通報6年42号709項削除

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施されている。

期間 令和7年3月20日まで 日出～日没

区域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 44-52-17.6N 141-44-06.4E

(2) 44-52-18.3N 141-44-09.8E

(3) 44-51-56.0N 141-44-05.3E

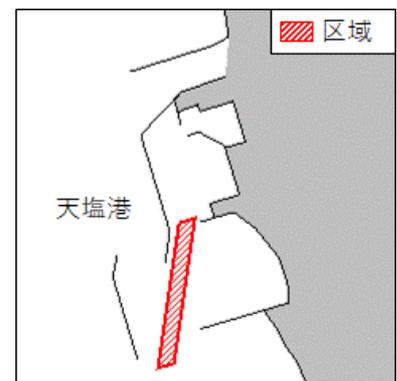
(4) 44-51-55.3N 141-44-01.9E

備考 警戒船配備

作業区域は、赤旗及び灯付浮標で標示

海図 W40A（天塩港）

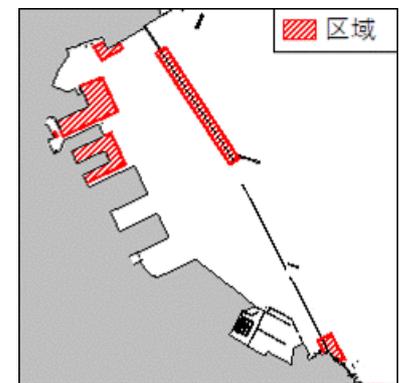
出所 稚内海上保安部



7年78項 北海道西岸 — 石狩湾港及び付近 海洋調査
 図に示す区域で、作業船及び潜水士による海洋調査が実施される。
 期 間 令和7年2月20日～令和8年1月31日（予備日を含む）
 日出～日没
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 潜水調査中、国際信号旗「A」旗掲揚
 警戒船配備
 海 図 W7-W28-JP28
 出 所 石狩湾港長



7年79項 北海道西岸 — 小樽港、第1区、第2区及び第3区 水難救助訓練（区域変更）
 一管区水路通報6年13号159項削除
 図に示す区域で、潜水士による水難救助訓練が実施されている。
 期 間 令和7年3月31日まで
 備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
 海 図 W5
 出 所 小樽港長



7年80項 本州東岸 — 尻屋崎東方 射撃訓練
 下記区域で、航空機による水上射撃訓練が実施される。
 期 間 令和7年2月26日、27日（予備日28日）0900～1700
 区 域 41-20-10N 142-29-47E
 を中心とする半径15海里の円内
 海 図 W43
 出 所 防衛省海上幕僚監部



7年81項 本州北西岸 — 龍飛崎西南西方 射撃訓練
 下記区域で、航空機による水上射撃訓練が実施される。
 期 間 令和7年2月26日、27日（予備日28日）0900～1700
 区 域 40-55-09N 139-04-48E
 を中心とする半径10海里の円内
 海 図 W43
 出 所 防衛省海上幕僚監部

